

知多市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 6 日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市条例第 2 号

知多市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

知多市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 4 年知多市条例第 2 5 号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この条例は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 6 号）附則第 1 条第 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。ただし、第 2 条第 4 項の改正規定、同条第 1 0 項の改正規定（「以下」を「第 1 2 条第 5 項において」に改める部分に限る。）、第 1 2 条第 5 項の改正規定（「及び第 2 9 条」を削る部分に限る。）並びに第 1 7 条第 1 項及び第 2 項第 1 号ア、第 1 8 条第 1 項及び第 2 項、第 2 7 条第 2 項、第 3 1 条第 2 項、第 3 2 条第 3 項、第 3 8 条第 1 項及び第 2 項、第 3 9 条第 3 項、第 4 7 条並びに第 4 8 条の改正規定は、公布の日から施行する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>第5項から第9項まで (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>第11項から第13項まで (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第2項及び第3項 (略)</p> <p>4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であつて、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、知多市情報公開条例（平成12年知多市条例第41号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。</p> <p>第5項から第9項まで (略)</p> <p>10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。</p> <p>第11項から第13項まで (略)</p>

改正後		改正前			
<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第2項から第4項まで (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		<p>(利用及び提供の制限)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>第2項から第4項まで (略)</p> <p>5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで及び第29条の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			
第12条第1項から第30条まで	(略)	第12条第1項から第30条まで	(略)		
第38条第1項第1号	(略)	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第29条の規	第38条第1項第1号	(略)	第12条第5項の規定により読み替えて適用する同条第1項及び第2項(第1号に係る部分に限る。)の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第20条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき又は番号利用法第29条の規

改正後			改正前		
		定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第10項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき			定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
第38条第1項第2号	(略)		第38条第1項第2号	(略)	
<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第3項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>第1号から第9号まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録</p>			<p>(個人情報ファイル簿の作成及び公表)</p> <p>第17条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。</p> <p>第1号から第9号まで (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの</p>		

改正後	改正前
<p>するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで （略）</p> <p>第2号及び第3号 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が</p>	<p>（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）</p> <p>イからキまで （略）</p> <p>第2号及び第3号 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（開示請求権）</p> <p>第18条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する</u>自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</p> <p>2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第48条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。</p> <p>（第三者に対する意見書提出の機会の付与等）</p> <p>第27条 （略）</p> <p>2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第24条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の</p>

改正後	改正前
<p>定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>第1号及び第2号 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p>	<p>内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。</p> <p>第1号及び第2号 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求権)</p> <p>第31条 (略)</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第48条</u>において「訂正請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 (略)</p> <p>(訂正請求の手続)</p> <p>第32条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章</u>において「訂正請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>(利用停止請求権)</p>

改正後	改正前
<p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>第1号及び第2号 （略）</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（利用停止請求の手続）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（適用除外）</p>	<p>第38条 何人も、自己を本人とする保有個人情報¹が次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下<u>この章</u>において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>第1号及び第2号 （略）</p> <p>2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下<u>この章</u>及び第48条において「利用停止請求」という。）をすることができる。</p> <p>3 （略）</p> <p>（利用停止請求の手続）</p> <p>第39条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下<u>この章</u>において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。</p> <p>（適用除外）</p>

改正後	改正前
<p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>前章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定に資する情報の提供</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>	<p>第47条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、<u>第4章</u>（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。</p> <p>（開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等）</p> <p>第48条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報の<u>特定</u>その他開示請求等をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。</p>